

平成 25 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 ターボリナックス HD 株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森蔭 政幸  
 (コード 3777・JASDAQ)  
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
 飯富 康生  
 (TEL. 03-5809-1850 )

定款の一部変更に関するお知らせ (追加)

当社は、平成 25 年 11 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 24 日開催予定の臨時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたが、本日の取締役会において、下記のとおり変更箇所を追加することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の追加変更の目的

平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日とする単元株式数の採用に伴い、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求を追加するものであります。

2. 定款の追加変更の内容

追加変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更の箇所)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (新設)	第 2 章 株式 <u>(単元未満株式についての権利)</u>
	<u>第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u>
	<u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
	<u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
	<u>(単元未満株式の売渡請求)</u>
(新設)	<u>第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第 7 条～第 4 7 条 (省略)	第 1 0 条から第 5 0 条 (現行どおり)

3. その他

日程およびその他事項につきましては、平成 25 年 11 月 8 日発表の「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」から変更はございません。

以 上